

I. 事実の概要

5 看護師である X は、入院患者 A に風邪薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。他方で、相前後して、別の看護師 Y も、A に風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。その後 A は、これらの事情に気付かないまま、支給された両方の劇薬を一緒に飲み、死亡した。

10 尚、X と Y の間に意思の連絡はなく、両者が支給した劇薬は全く同種同質のものであり、どちらの劇薬の作用により A が死亡したのかは明らかではない。

X と Y の罪責を論ぜよ。

II. 問題の所在

15 行為者の行為の一方を取り除いた場合でも結果が発生する場合(択一的競合事例)においては、「あれなければこれなし」という条件関係が認められないのではないか。

III. 学説の状況

A 説: 条件関係修正説¹

20 択一的競合事例については、両者の行為を一括して取り除いて考えたときに結果が発生しないと見える場合には、その両者の行為と結果との間に因果関係が肯定されるものとして条件関係を肯定するという説。

B 説: 結果回避可能性説(論理的結合説)²

25 条件公式に結果回避可能性という積極的な意義を認め、条件関係を事実的判断ではなく、規範的な判断と理解する説。

C 説: 合法則的条件説³

30 因果関係の認定につき、まず、一般的な因果関係(因果法則)の存在を確認し、そのうえで(具体的な因果関係)を認定する説。

D 説: 条件関係説

当該行為を取り除いて考えると、結果が発生し得ないであろうという場合に条件関係があるとされる説。択一的競合の場合においても、条件関係の判断公式を修正せず、一方の

¹ 大谷實『刑法講義総論[新版第4版]』(成文堂,2012年)212頁。

² 町野朔『刑法総論講義案I[第2版]』(信山社,1995年)53頁。

³ 山中敬一『刑法総論[第3版]』(成文堂,2015年)270頁以下。

行為がなくても結果が発生したであろうから、条件関係が認められないとする説。

35

IV. 判例の状況

該当判例なし。

V. 学説の検討

40 B 説(結果回避可能性説)について

条件関係はまず行為と結果との間の事実的な結合関係を明らかにするものであるのに、結果回避可能性の有無を考慮して、この段階で条件関係を規範的に限定することは妥当ではない。よって検察側は B 説を採用しない。

45 C 説(合法則的条件説)について

このような立場からは、死刑執行事例(仮定的因果経過事例)については事実的因果関係を認めることができるが、毒薬事例(択一的競合事例)については行為者が混入した毒が被害者に作用したことの証明がなされない限り事実的因果関係を肯定することができないことになる⁴。よって、妥当性を欠くといえるため、検察側は C 説を採用しない。

50

D 説(条件関係説)について

確かに条件関係説の判断公式である、仮定的消去方式を維持して、一方の行為を取り除いても結果が発生することから条件関係が認められないと考える見解もあり得る。

しかし、両者ともに単独で見れば条件関係が肯定されるのに、条件関係を否定するのは結論として不合理である、よって検察側は D 説を採用しない。

55

A 説(条件関係修正説)について

択一的競合という、現実異なる二者の行為が競合してしまっている特殊な場合においては、従来の条件関係公式を用い、一方の行為だけを取り除いても結果が発生するとこととなり、条件関係が否定されてしまう。しかし、構成要件的结果発生の危険性を包含する実行行為を行い、現に結果が発生しているのに責任を負わせないとするのは不相当である。そして、お互い致死量の半分の毒を盛ったような重疊的因果関係において条件関係が認められるにもかかわらず、お互い致死量の毒を盛った場合の択一的競合の場合に条件関係が認められないとするのは、両者の整合性がとれず不相当である。よって単独でも死亡原因

65

たり得るものが二つ以上あった場合、両方とも取り去ると結果がなくなる場合には、そのいずれもが結果の原因であるとして、条件公式を修正するのが妥当である。

よって、検察側は A 説を採用する。

⁴ 山口厚『刑法総論(第2版)』(有斐閣,2010年)54頁。

VI. 本問の検討

70 第一,Xの罪責

1. 看護師 X が入院患者 A に、過失によって致死量の劇薬を支給し死亡させた行為につき、業務上過失致死罪(刑法(以下略)211 条前段)が成立しないか。

2. 「業務」とは、社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であり、他人の生命・身体に危害を加える恐れがある行為をいうところ、本問での X は看護師であり、入院患者
75 に対して薬を支給したり、患者の身体的な世話をするなど人の生命・身体に関わる行為を行う社会生活上の地位にある。また、これらの行為は、反復継続して行われるべき事務であり、人の生命・身体に危害を加える恐れがある行為である。よって「業務」といえる。

また、過失が認められ、「必要な注意を怠った」といえる。

したがって、業務上過失致死罪の実行行為が認められる。

80 3. また、本件では、A の死亡という構成要件的结果が発生している。

4. では、因果関係が認められるか。

(1) 因果関係が認められるには条件関係が認められることが前提であり、ここでの条件関係とは実行行為と結果との事実的な結合関係をいうところ、本問では X・Y どちらも致死量の劇薬を投与しているため、X の行為がなくても Y は死亡したといえ、Y の
85 行為がなくても X は死亡したといえる。よって X の実行行為と A の死亡という結果との事実的な結合関係がないため条件関係が否定され、因果関係が認められないようにも思える。しかし、X・Y が致死量の半分の劇薬を投与した場合に X・Y 双方の行為につき条件関係が認められるのに、X・Y どちらも致死量の劇薬を投与した場合に条件関係を認めないことは結論の妥当性を欠く。

90 そこで、現実異なる二者の行為が競合している場合においては条件関係を修正し、両者の行為を一括して取り除いて考えれば、その両者の行為と結果との間に因果関係が認められるものとして条件関係を肯定するものとする。

(2)本問では、X の上記行為および、後述する Y の行為を除けば劇薬の作用による A の死亡という結果は発生しない。よって条件関係は肯定される。

95 また、X の行為に内在する、A の死亡という結果を引き起こす現実的危険性が結果へと現実化したといえる。

したがって、因果関係は認められる。

5. 以上より、X の行為につき業務上過失致死罪(211 条前段)が成立する。

100 第二,Yの罪責

1. 看護師 Y が入院患者 A に、過失によって致死量の劇薬を支給して死亡させた行為につき、業務上過失致死罪(刑法(211 条前段)が成立しないか。

2. Y は看護師であり、入院患者に対して薬を支給したり、患者の身体的な世話をするなど

105 人の生命・身体に関わる行為を行う社会生活上の地位にある。また、これらの行為は反復
継続して行われるべき事務であり、人の生命・身体に危害を加える恐れがある行為である
ため、「業務」といえる。

また、過失が認められ、「必要な注意を怠った」といえる。

したがって、業務上過失致死罪の実行行為が認められる。

3. また、本件ではAの死亡という構成要件的结果が発生している。

110 4. では、因果関係が認められるか。

本問では、X・Y双方の行為を除けば、劇薬の作用によるAの死亡という結果は発生しな
いため、条件関係は肯定される。また、Yの行為に内在する、Aの死亡という結果を引き
起こす現実的危険性が結果へと現実化したといえる。

したがって、因果関係は認められる。

115 5. 以上より、Yの行為につき業務上過失致死罪(211条前段)が成立する。

VII. 結論

X・Yは上記行為につきそれぞれ、業務上過失致死罪(211条前段)を負う。

以上